

2025 年度 現代奴隷法に関する声明（仮訳）

1. 本声明について

本声明は、2015 年に成立した英国現代奴隷法第 54 条の規定に基づき、公表するものです。

2026 年 3 月期における、当社の事業及びサプライチェーンにおける奴隷労働及び人身取引などの人権侵害を防ぐための方針・取組みに関してまとめたものです。

2. キーエンスについて

当社は、FA（ファクトリー・オートメーション）用センサをはじめとする高付加価値製品を通じて、生産現場の生産性・品質向上に貢献する事業活動を 46 カ国 250 拠点において展開しており、自動車、半導体、電子・電気機器、通信、機械、化学、薬品、食品など、製造業のあらゆる業種・業界におけるモノづくりを支え続けております。また、当社の高付加価値製品は、自社による企画・開発・設計により創出されていますが、当社は自社工場を持たないファブレス生産体制としており、その製造は生産協力会社に委託されております。

当社の会社情報並びに事業の詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.keyence.co.jp/company/about/>

3. 奴隷労働及び人身取引に関する方針と取り組み

3.1 方針

キーエンスグループでは、事業活動を支える全ての人々に対する人権尊重は、企業を永続させ、社会的責任を果たし続けるために不可欠であると認識しております。2021 年 12 月 6 日にキーエンス [人権方針](#) を定め、人権尊重の取り組みを実践してきました。本方針では、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則」、および「国際人権章典」等をはじめとする国際規範を支持することを明記しております。また、人権デューデリジェンスの枠組みを構築し、これを運用することで、自らの事業活動において他者の人権を侵害しないよう最大限に配慮し、自らの事業活動やビジネスパートナーにおいて人権への負の影響が生じた場合には、是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重への責任を果たすことを宣言しています。本方針は、キーエンス（株式会社キーエンスおよび連結子会社）のすべての役員・社員に適用され、キーエンスの仕入先や協力パートナーの皆様に対しても、本方針を理解し、支持していただくことを期待し、継続的に働きかけを行っております。

キーエンスグループでは、グループの [行動規範](#) を定めており、その内容はウェブサイトで開示しています。行動規範の中で、人権の尊重や児童労働・強制労働の禁止を表明しており、キーエンスグループの全ての役員・従業員が、事業活動において行動規範を理解し遵守することを明確にしております。また、当社の仕入先（業務委託含む）と協力企業についても行動規範の遵守を要請しております。

3.2 取り組み

当社は「互いに人間性を尊重し、働きがいのある職場づくりを目指す」との方針の下、当社の理念や行動規範の内容を定期的に確認する仕組みを構築しております。本方針が事業活動全体に浸透し、高い倫理観に基づいた事業活動が行えるように、コーポレートポリシーやビジネスガイドラインを制定しており、それらをすべての従業員に定期的に周知することで理解促進に努めています。また、日々の業務における判断基準として積極的に活用することにより、本質的な遵守の徹底やコンプライアンス意識の向上を図っております。海外の現地法人においても、さらなる行動規範の展開・浸透を図るため、行動規範を翻訳し、日本国内と同様、この規範を全員が確認する仕組みを構築しております。

3.3 サプライチェーンへの方針

当社のサプライチェーンにおいても、人権の尊重を目的とした取り組みを行っております。奴隷労働や人身取引等については、当社グループよりもサプライチェーンにおいて発生する可能性が高いと考えられます。そのため、サプライヤーの皆様と当社の考え方を共有する目的から、サプライチェーンを対象としたガイドライン等を定め、人権の尊重、強制的・奴隷的な労働や児童労働、差別的処遇の排除等を明記し、人権を最大限に尊重した環境づくりを要請しております。

取引開始時に各取引先と締結する基本契約では、人権を尊重するよう定め、その調達先にも遵守いただくよう要請しております。また、重大な契約違反があった場合には取引を終了できると定めております。これらの取り組みを通じて、当社の間接取引先まで負の影響の防止・軽減に努めています。

3.4 サプライチェーンに対する取り組み

当社の担当者が生産協力会社に直接出向き、製品の品質確認のみならず、生産現場や労働環境の実態把握、改善指導に努めております。この取り組みを通じて、当社ガイドラインに照らし是正・改善すべき事項が確認された場合には、対象となるサプライヤーに対して是正・改善措置を求めるとともに、必要に応じて指導・支援を行います。また、当社の協力工場には、人権を尊重し、その調達先にも遵守いただくよう要請しております。万が一これに違反し、是正の催促を受けてもなお相当の期間内には是正しなかったときは、取引を終了する場合があります。2026年3月期においては、生産協力会社5社を選定して訪問しており、奴隷労働および人身売買等の事例はありませんでした。

2023年度からは重要なサプライヤーに対して強制労働・児童労働の禁止を含む調達ガイドラインの遵守状況を確認しており、継続的にサプライチェーン上の人権リスクについても把握に努め、人権の尊重への取り組みを強化しております。さらに、当社のホームページに人権に関する相談・申告ができる窓口を設置し、事業活動を通じた負の影響に対する救済メカニズムの構築に取り組んでおります。

4 今後に向けて

当社は、高い付加価値の創出を目指す事業を通じて社会への貢献を果たし、最終的に社会より支持されることを目指しております。

ますます経済のグローバル化が進む状況において、海外現地法人も含め、法令遵守はもちろんのこと、高い倫理観を持ち人権に関する課題の重要性を十分に認識しつつ、サプライチェーンのさらなる理解と協力を得ながら事業活動に取り組んでまいります。

本声明は、2026 年 9 月 7 日開催の取締役会にて承認されました。

2026 年 9 月 7 日

中野 鉄也
株式会社キーエンス
代表取締役社長